

農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を上富田町農業委員会に提出する。

年 月 日

(住所)

貸人【土地所有者】(以下「甲」という。)

印

(住所)

借人(以下「乙」という。)

印

1. 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別表1に記載する土地、その他の物件を貸し付ける。

2. 使用貸借の期間

(1)使用貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日までの□年間とする。

(2)甲が、使用貸借の満了の1年前から6ヶ月前までの間に乙に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一年数の継続する期間で更新する。

3. 修繕および改良

(1)目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法の定めるところによる。

(2)目的物の修繕は乙が行う。

(3)乙が甲の負担に属する必要費を支出したときは、費用償還請求をすることができる。

4. 経常経費

- (1) 目的物に対する租税は□が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として□が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済掛金は□が負担する。
- (4) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は□が負担する。

5. 目的物の返還

乙は、使用貸借契約に定めた終期において目的物を原状に復して返還する。
但し、収穫期を経過しない毛上の作物があるときは、その収穫期を経過した時とする。また、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損害が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

6. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項を、この契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、甲、乙が協議して決める。

別表 1

物 件 の 表 示					備 考
大字	字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	